

# NEWS RELEASE

千葉興業銀行

2019年5月30日

## **自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ**

(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

株式会社 千葉興業銀行（頭取 梅田 仁司）は、本日開催の取締役会において、別紙のとおり、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上